平成 23 年度仙台教育事務所管内事務職員会 2 月研修会

亘理地区発表への質疑事項への回答

質疑(松島第五小 佐藤さんから)

応募要項に「出品した作品の著作権は主催者となります。」等の記載があるコンクール 等に出品した場合、出品した人の著作権は全くなくなるのか?

回答

一般的に著作者の権利の内,著作財産権は主催者側に移るが,著作者人格権は残ると思われますが,応募要項等に「入賞作品は作品集に掲載します。」というような記載があるコンクール等に出品する場合は,著作者人格権の中の公表権と氏名表示権も主催者にゆだねることを了承したとみなされます。

著作者とは著作物を創作した者であり,著作物の創作により著作者の権利が発生します。 その著作者の権利として著作者人格権と著作財産権があるのです。この著作財産権を有す る者を著作権者と呼ぶそうです。

著作者人格権は他人に移転することはできません。(一身専属と呼ぶ。)一方,著作財産権(著作権)は他人に移転することができるということです。

著作人格権には、公表権・氏名表示権・同一性保持権があり、著作財産権には、複製権・上演演奏権・上映権・公衆送信権・口述権・・・等々があり図示すると下記のようになります。

公表権

著作者人格権 氏名表示権

同一性保持権

人格的な利益を保護する(一身専属性 があり譲渡も相続もできない)

コンクール等に出品する前に 要項等をよく読み, 自分の作品が どう扱われるか理解することが大切です。

学校としては、児童生徒や保護者に応募 要項等の内容を説明し、了解を得てから 応募する必要があります。入賞作品がどのよう

に公表されるのか。作品は返却されるのか等。

主催者が著作権について十分に検討して いない場合は、学校から確認して おいたほうがいいでしょう。 複製権

著作財産権 上演・演奏権

上映権

財産的な 公衆送信権

利益を保護する 口述権

(財産的な活用が 展示権

できるので著作者 頒布権

が死亡すれば 譲渡権

相続され譲渡や 貸与権

ライセンスをする 二次的権利創出権

こともできる) 二次的権利利用権

公表権その他の詳細は 次ページをご覧ください。

公表権(著作権法第十八条)(無断で公表されない権利)

自分の未公表の著作物を公表するかしないか、公表するとすれば、いつ、どのような方法 で公表するかを決めることができる権利(無断で公表されない権利)

氏名表示権(著作権法第十九条)(名前の表示を求める権利)

自分の著作物を公表するときに著作者名を表示するかしないか、表示するとすれば、実名 (本名)にするか変名(ペンネーム等)にするかを決めることができる権利

同一性保持権(著作権法第二十条)(無断で改変されない権利)

自分の著作物の内容又は題号の同一性を保持する権利。自分の意に反して勝手に改変 (変更・切除等)されない権利

複製権(著作権法第二十一条)(無断で複製されない権利)

著作物を手書き、印刷、写真、複写、録音、録画、パソコンのハードディスクやサーバーへの蓄積等どのようなの方法であれ、有形的に再製する(コピーする)権利

上演・演奏権(著作権法第二十二条)(無断で公衆に上演・演奏されない権利)

著作物を公に上演したり, 演奏したりする権利

上映権(著作権法第二十二条の二)(無断で公衆に上映されない権利)

著作物を公に上映する(スクリーンやディスプレイに映し出す)権利

公衆送信権等(著作権法第二十三条) (無断で公衆に送信・伝達されない権利)

著作物を公衆送信(放送・有線放送・自動公衆送信(インターネット等))を行う権利。また、 それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利

* 自動公衆送信にあっては、送信可能化を含む。(サーバーに蓄積された段階を送信可能化という。)

口述権(著作権法第二十四条)(無断で公衆に口述されない権利)

言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝達する権利

展示権(著作権法第二十五条)(無断で公衆に展示されない権利)

「美術の著作物の現作品」と「未発行の写真の著作物の原作品」のみを対象として、これら を公に展示する権利

頒布権(著作権法第二十六条)(無断で公衆に頒布されない権利)

映画の著作物をその複製物により頒布(譲渡・貸与など)する権利

譲渡権(著作権法第二十六条の二)(無断で公衆に譲渡されない権利)

映画以外の著作物の原作品又は複製物を譲渡により公衆に提供する権利

貸与権(著作権法第二十六条の三)(無断で公衆に貸与されない権利)

映画以外の著作物の現作品又は複製物を貸与により公衆に提供する権利

二次的権利創出権(著作権法第二十七条)(無断で二次的著作物を創作されない権利)

著作物を翻訳,編曲,変形,脚色,映画化,その他翻案する権利(二次的著作物を創作することに及ぶ権利)

二次的権利利用権(著作権法第二十八条)(無断で二次的著作物を利用されない権利)

自分の著作物(原作)から創られた二次的著作物をさらに第三者が利用すること(二次的著作物を利用すること)に関する原作者の権利